

指定特定相談支援事業所 そうだんの窓口

自己点検表

【計画相談支援】

【事業所記載欄】	
事業所番号)	4 7 3 2 3 0 0 1 2 6 (特定相談支援事業) 4 7 7 2 3 0 0 0 8 5 (障害児相談支援事業)
事業者名	指定特定相談支援事業所 そうだんの窓口
(法人名)	
事業所所在地	〒 906－ 0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根770-5
電話・FAX	(TEL 09807－79 －4575) (FAX 09807－79 －4576)
指定年月日 (更新年月日)	平成26年2 月7日 (平成 年 月 日)
点 検 日	令和 年 月 日
点 検 者	(職名) 相談支援専門員 (氏名) 来間 和彦

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
第1 基本方針 (1) 利用者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行っていますか。 (2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行っていますか。 (3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っていますか。 (4) 利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービスを行うものに者に不当に偏ることのないように、公正中立に行っていますか。 (5) 市町村、障害福祉サービス事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。 (6) 自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	平24厚令28 第2条第1項 平24厚令28 第2条第2項 平24厚令28 第2条第3項 平24厚令28 第2条第4項 平24厚令28 第2条第5項 平24厚令28 第2条第6項	☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ
第2 人員に関する基準 1 従業者 (1) 相談支援専門員の配置について 指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を置いていますか。 なお、相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましいとされています。ここでいう「1ヶ月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものであり、「利用者の数」とは、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数を指し、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所を一体的に運営している場合には、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数についても含むものです。 (2) 相談支援専門員の兼務について 指定計画相談支援の業務に支障がない場合において、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるとされていますが以下の①から③に掲げる場合を除いては、指定障害福祉サービス事業所等との中立性の確保や、指定障害福祉サービス事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、当該サービス利用者が利用する指定障害福祉サービス等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス支援を実施することを基本としていますか	平24厚令28 第3条 平成24年障発 0330第22号第 二の1の(1)	☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
①身近な地域に指定相談支援事業所がない場合 ②支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち当該支給決定から概ね3ヶ月以内の場合 ③その他市町村がやむを得ないと認める場合		
2管理者 指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 (ただし、指定特定相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるもの。)	平24厚28 第4条	☒ はい、 ☐ いいえ
第3運営に関する基準		
1内容及び手続きの説明及び同意 (1)計画相談支援対象障害者が指定計画相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った計画相談支援対象障害者等(以下「利用申込者」という。)に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定計画相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。	平24厚令28 第5条第1項	☒ はい、 ☐ いいえ
(2)社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしていますか。	平24厚令28 第5条第2項	☒ はい、 ☐ いいえ
2契約内容の報告等 (1)指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告していますか。	平24厚令28 第6条第1項	☒ はい、 ☐ いいえ
(2)指定特定相談支援事業者はサービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出していますか。	平24厚令28 第6条第2項	☒ はい、 ☐ いいえ
3提供拒否の禁止 下記の正当な理由がなく、指定計画相談支援の提供を拒んでいませんか。 (正当な理由がある場合) ①当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しないものから利用申込みがあった場合 ④その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合。	平24厚令28 第7条	☒ はい、 ☐ いいえ

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
なお、14、15、16に掲げる行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算又は精神障害者支援体制加算を算定している指定特定相談支援事業者にあつては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障害児者、医療的ケアが必要な障害児者又は精神障害を有する障害児者からの利用申込みがあつた場合に、利用者の障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒んでいませんか。		
4 サービス提供困難時の対応 指定特定相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定計画相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	平24厚令 28第8条	☒はい、☐いいえ
5 受給資格の確認 指定計画相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確認していますか。	平24厚令 28第9条	☒はい、☐いいえ
6 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助 (1) 支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っていますか。	平24厚令 28第10条	☒はい、☐いいえ
7 身分を証する書類の携行 当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	平24厚令 28第11条	☒はい、☐いいえ
8 計画相談支援給付費の額等の受領 (1) 法定代理受領を行わない場合 法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から当該指定計画相談支援につき障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）の支払を受けていますか。	平24厚令 28第12条 第1項	☐はい、☒いいえ
(2) 交通費の受領 (1) の支払を受ける額のほか、計画相談支援対象障害者等の選定	平24厚令 28第12条 第2項	☐はい、☐いいえ

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費に限り計画相談支援給付決定障害者から支払いを受けていますか。		
(3) 領収証の交付 (1) 及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談給付決定障害者に対し交付していますか。	平24厚令28 第12条第3項	☐はい、☒いいえ
(4) 利用者の事前の同意 (2)の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、その額について説明を行い、計画相談支援対象障害者等の同意を得ていますか。	平24厚令28 第12条第4項	☐はい、☒いいえ
9 利用者負担額に係る管理 指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた指定障害福祉サービス等につき法第29条3項第2号に掲げる額の合計額を算定していますか。 この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該計画相談支援対象障害者等及び当該計画相談支援対象障害者等に対し指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知していますか。	平24厚令28 第13条	☒はい、☐いいえ
10 計画相談支援給付費の額に係る通知等 (1) 利用者への通知 法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援給付決定障害者等に対し、当該計画相談支援給付決定障害者等に係る計画相談支援給付費の額を通知していますか。	平24厚令28 第14条第1項	☒はい、☒いいえ
(2) サービス提供証明書の利用者への交付 法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援給付決定障害者等に対して交付していますか。	平24厚令28 第14条第2項	☐はい、☒いいえ
11 指定計画相談支援の具体的取扱方針 (1) 指定計画相談支援の方針は、次の各号に掲げるところによるものとしていますか。 ①管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。 ②指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じていますか。	平24厚令28 第15条第1項1号 平24厚令28 第15条第1項2号	☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
(2) 指定サービス利用支援（法第51条の17第1項第1号に規定する指定サービス利用支援をいう。）の方針は、次の各号に掲げるところによるものとしていますか。		☒ はい、 ☐ いいえ
①相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めていますか。	平24厚令28 第15条第2項 1号	☒ はい、 ☐ いいえ
②相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしていますか。	平24厚令28 第15条第2項 2号	☒ はい、 ☐ いいえ
③相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めていますか。	平24厚令28 第15条第2項 3号	☒ はい、 ☐ いいえ
④相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。	平24厚令28 第15条第2項 4号	☒ はい、 ☐ いいえ
⑤相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行なっていますか。	平24厚令28 第15条第2項 5号	☒ はい、 ☐ いいえ
⑥相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接していますか。 （この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。）	平24厚令28 第15条第2項 6号	☒ はい、 ☐ いいえ
⑦相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量	平24厚令28 第15条第2項 7号	☒ はい、 ☐ いいえ

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第5条23項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画を作成していますか。		
⑧相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間百八十日を超えないようにしていますか。	平24厚令28 第15条第2項 8号	☒ はい、 ☐ いいえ
⑨相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。	平24厚令28 第15条第2項 9号	☒ はい、 ☐ いいえ
⑩相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付していますか。	平24厚令28 第15条第2項 10号	☒ はい、 ☐ いいえ
⑪相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。	平24厚令28 第15条第2項 11号	☒ はい、 ☐ いいえ
⑫相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。	平24厚令28 第15条第2項 12号	☒ はい、 ☐ いいえ
⑬相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付していますか。	平24厚令28 第15条第2項 13号	☒ はい、 ☐ いいえ
(3) 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援の方針は、次の各号に掲げるところによるものとしていますか。	平24厚令28 第15条第3項 1号	☒ はい、 ☐ いいえ
①相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には		

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行なっていますか。		
②相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第5条第23項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録していますか。	平24厚令28第15条第3項2号	☒ はい、 ☐ いいえ
③前項第1号から第7号まで及び第10号から第12号までの規定は、第1号に規定するサービス等利用計画の変更について準用していますか。	平24厚令28第15条第3項3号	☒ はい、 ☐ いいえ
④相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。	平24厚令28第15条第3項4号	☒ はい、 ☐ いいえ
⑤相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。	平24厚令28第15条第3項5号	☒ はい、 ☐ いいえ
12 利用者等に対するサービス等利用計画等の書類の交付	平24厚令28第16条	☒ はい、 ☐ いいえ
利用者等が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。		
13 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知	平24厚令28第17条	☒ はい、 ☐ いいえ
指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。		
14 管理者の責務	平24厚令28第18条第1項	
(1) 管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	平24厚令28第18条第2項	☒ はい、 ☐ いいえ
(2) 管理者は、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。		☒ はい、 ☐ いいえ

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
1 5 運営規程 指定特定相談支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めていますか。 ①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧その他運営に関する重要事項 (⑧において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第116）号）に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記していますか。)	平24厚令28 第19条	☒はい、☐いいえ
1 6 勤務体制の確保等 (1) 利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。 (2) 指定特定相談支援事業所ごとに、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させていますか。 ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。 (3) 相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。	平24厚令28 第20条第1項 平24厚令28 第20条第2項 平24厚令28 第20条第3項	☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ
1 7 設備及び備品等 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 1 8 衛生管理等 (1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	兵24厚令28 第21条 平24厚令28 第22条第1 項 労働安全衛 生法 第66条 労働安全衛	☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
(正規職員の1週間の所定労働時間数の3/4以上の従業者に年1回(夜間従業者は年2回)以上健康診断を実施しているか。また、その結果、要精密検査等の場合は受診勧奨を行いその結果を把握する等健康管理を行っているか。) (※概ね1/2以上の従業者にも健康診断を実施することが望ましい。) (2) 指定特定相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 19 掲示等 (1) 指定特定相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。なお、体制整備加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示していますか。 (2) (1) の重要事項の公表に努めていますか。 なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫することとされていますが、体制整備加算に関する事項については、(1) の事業所内の掲示だけではなく、公表することが必要となりますのでご注意ください。 20 秘密保持等 (1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 (2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 (3) サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。 21 広告 当該指定特定相談事業者について広告する場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。	生規則第43条～46条 H 5. 12.1 基 発第663 号 平24厚令 28第22条 第2項 平24厚令 28第23条 第1項 平24厚令 28第23条 第2項 平24厚令 28第24条 第1項 平24厚令 28第24条 第2項 平24厚令 28第24条 第3項 平24厚令 28第25条 平24厚令	☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☐はい、☐いいえ

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
2 2 障害者福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止 (1) 管理者はサービス等利用計画の作成又は変更に関し、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。 (2) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。 (3) サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受していませんか。 2 3 苦情解決 (1) 提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉 サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 (2) (1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 (3) 提供した指定計画相談支援に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 (4) 提供した指定計画相談支援に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条第2項の規定により知事が行う報告若しくは指定計画相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 (5) 提供した指定計画相談支援に関し、障害者の日常生活及び社会生活	28第26条 第1項 平24厚令 28第26条 第2項 平24厚令 28第27条 第1項 平24厚令 28第27条 第2項 平24厚令 28第27条 第3項 平24厚28 第27条第4項 平24厚令 28第27条 第5項	☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
を総合的に支援するための法律第51条の27第2項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定特定相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 (6) 知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前三項の改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告していますか。 (7) 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。	平24厚令 28第27条 第6項 平24厚令 28第27条 第7項	☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ
2 4 事故発生時の対応 (1) 利用者等に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 (2) (1) の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。 (3) 利用者等に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 (4) 事業所に自動対外式除細動器 (AED) は設置されていますか。AEDが設置されていない場合は、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域において連携体制が構築されていますか。(努力義務) (5) 従業者が救命講習等を受講する機会を設けていますか。(努力義務)	平24厚令 28第28条 第1項 平24厚令 28第28条 第2項 平24厚令 28第28条 第3項	☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ ☐はい、☒いいえ ☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ
2 5 会計の区分 指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定計画相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。	平24厚令 28第29条	☒はい、☐いいえ
2 6 記録の整備 (1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 (2) 利用者等に対する指定計画相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記	平24厚令 28第30条 第1項	☒はい、☐いいえ

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から五年間保存していますか。 ①福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 ②個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 イ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 ロ アセスメントの記録 ハ サービス担当者会議等の記録 ニ モニタリングの結果の記録 ③第17条の規定による市町村への通知に係る記録 ④第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録⑤第28条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平24厚令 28第30条 第2項	☒はい、☐いいえ
27 暴力団員等の排除 事業者（役員等）は暴力団員等に該当していませんか。 第4変更の届出等 事業所の名称及び所在地その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、その旨を都道府県知事に届け出ていますか。 第5給付費の算定及び取扱い	市要綱第3 章 法第51条 の25第3項	☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ
《基本事項》 (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、指定計画相談支援に要する費用の額は、計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める1単位の単価を乗じて算定していますか。 (2) (1)の規定により、指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。	平24厚告 125の一 平24厚告 125のニ	☒はい、☐いいえ ☒はい、☐いいえ
1 計画相談支援費 次に掲げる区分に応じて加算を算定していますか。（ただし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に法第5条第1項に規定する障害福祉サービス（療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援、就労定着支援、自立生活援助及び日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）及び地域定着支援を利用する者に対し、サービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合については、平成30年度報酬改定前の旧単価を適用し、6の初回加算は算定しないものとします。なお、旧単価を適用するサービスと改定後の単価を適用するサービスを併せて利用する者に係るサービス利用支援費又は継続的サービス利用支援費については、改定後の単価		☒はい、☐いいえ

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
を適用するものとします。)		
(1) サービス利用支援費		
①サービス利用支援費 (Ⅰ)	平24厚告 125別表1 の注1 (1)	☐ はい、 ☒ いいえ
指定特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数(前六月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。)で除して得た数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。		
②サービス利用支援費 (Ⅱ)	平24厚告 125別表1 の注1 (2)	☐ はい、 ☒ いいえ
取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。		
(2) 継続サービス利用支援費		
①継続サービス利用支援費 (Ⅰ)	平24厚告 125別表1 の注2 (1)	☐ はい、 ☒ いいえ
取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。		
②継続サービス利用支援費 (Ⅱ)	平24厚告 125別表1 の注2 (2)	☐ はい、 ☒ いいえ
取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。		
2 居宅介護支援費重複減算		
(1) 居宅介護支援費重複減算Ⅰ	平24厚告 125別表第1の注6	☐ はい、 ☒ いいえ
相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法(平成9年法律第123号)第7条第1項に規定する要介護状態区分(以下「要介護状態区分」という。)が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算(Ⅰ)として、次の①、②に掲げる区分に応じ、所定単位数から減算していますか。		
①サービス利用支援費(Ⅰ)		
②継続サービス利用支援費(Ⅰ)	平24厚告	
(2) 居宅介護支援費重複減算Ⅱ	125別表第1の注7	
相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支		

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
援費重複減算(Ⅱ)として、次の①から④に掲げる区分に応じ、所定単位数から減算していますか。 ①サービス利用支援費(Ⅰ) ②サービス利用支援費(Ⅱ) ③継続サービス利用支援費(Ⅰ) ④継続サービス利用支援費(Ⅱ) 3 介護予防支援費重複減算 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費(Ⅰ)を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき所定単位数から減算していますか。 4 特別地域加算 厚生労働省が定める地域に居住している利用者に対して、指定計画支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 5 利用者負担上限額管理加算 指定特定相談支援事業者が、指定基準第13条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 6 初回加算 新規にサービス等利用計画を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算していますか 7 特定事業所加算 (1) 特定事業所加算 (Ⅰ) 次の①から⑦の基準のいずれにも適合していますか。 ①専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に厚生労働大臣が定めるもの(主任相談支援専門員)であること ②利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催すること。 ③24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ④特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主	平24厚告 125別表第 1の注8 平24厚告 125別表第 1の注9 平24厚告 125別表第 1の2の注 平24厚告 125別表第 1の3の注 平24厚告 125別表1 の4の注 平18障発 1031001第 四5(1)～ (4)	□はい、☒いいえ □はい、☒いいえ ☒はい、□いいえ □はい、☒いいえ ☒はい、□いいえ □はい、☒いいえ

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 ⑤基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。 ⑥基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 ⑦報酬告示（平24厚告125）別表の1の注1に規定する取り扱い件数が40未満であること。 （2）特定事業所加算（Ⅱ） 次の①から③の基準のいずれにも適合していますか。 ①（1）の②、③、⑤、⑥及び⑦の基準に適合すること。 ②専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつそのうち1名以上が相談支援従業者現任研修を修了していること。 ③特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 （3）特定事業所加算（Ⅲ） 次の①から③の基準のいずれにも適合していますか。 ①（1）の②、③、⑤、⑥及び⑦の基準に適合すること。②（2）の③の基準に適合すること。 ③専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を3名以上配置し、かつそのうち1名以上が相談支援従業者現任研修を修了していること。 （4）特定事業所加算（Ⅳ） 次の①から③の基準のいずれにも適合していますか。 ①（1）の②、⑤、⑥の基準に適合すること。 ②（2）の③の基準に適合すること。 ③専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を2名以上配置し、かつそのうち1名以上が相談支援従業者現任研修を修了していること。		□はい、☒いいえ □はい、☒いいえ □はい、☒いいえ
8 入院時情報連携加算 計画相談支援対象障害者等が病院等に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数に加算していますか。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定できません。 イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ）	平24厚告125 別表第1の5の2	

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
9 退院・退所加算 障害者支援施設、病院等に入院又は入所していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算していますか（6の初回加算を算定する場合は当該加算は算定できません。）	平24厚告125 別表第1の6の注	☐はい、☒いいえ
10 居宅介護支援事業等連携加算 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援を提供する指定居宅介護支援事業所等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。（当該指定居宅介護支援等の利用開始日前6月以内において、当該計画相談支援対象障害者等による当該指定居宅介護支援事業所等における指定居宅介護支援等の利用について本加算を算定している場合を除く。）。	平24厚告125 別表第1の7の注 平	☐はい、☒いいえ
11 医療・保育・教育機関等連携加算 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等（障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか （6の初回加算を算定する場合及び9の退院・退所加算を算定する場合であつて、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。	24厚告125 別表第1の8の注	☐はい、☒いいえ
12 サービス担当者会議実施加算 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援	平24厚告125 別表第1の9の注	☒はい、☐いいえ

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。 (サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できません。) 1 3 サービス提供時モニタリング加算 サービス等利用計画等を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援等の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス又は地域相談支援等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。(ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定できません。)なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては以下のアからウのような事項を確認し、記録すること。 ア 障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況 イ サービス提供時の計画相談支援対象障害者等の状況 ウ その他必要事項 1 4 行動障害支援体制加算 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所等は、1月につき所定単位数を加算していますか。(当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障害者や精神障害者に対して適切な計画相談を実施するため、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、行動障害のある障害者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となります。また、当該加算算定において研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村に届け出、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。) 1 5 要医療児者支援体制加算 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算していますか(当該加算の対象となる事業所は人工呼吸を装着している障害児者等(以下、「医療的ケア児等」という)に対して適切な計画相談支援を実施するために医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備され	平24厚告 125別表第1 の10の注 平24厚告 125別表第1 の11の注 平24厚告 125別表第1 の12の注	☒はい、☐いいえ ☐はい、☒いいえ ☐はい、☒いいえ

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
ていることが必要となります。また、当該加算算定において研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村に届け出、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。）。 1 6 精神障害者支援体制加算 厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算していますか。（当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障害者等及び地域において単身生活等をする精神障害者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障害者等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、精神障害者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要となります。また、当該加算算定において研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市町村に届け出、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。）。	平24厚告125 別表第1の13 の注	☐はい☐いいえ ☐はい☒いいえ ☐はい、☒いいえ
1 7 地域生活支援拠点等相談強化加算 厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）が指定短期入所を利用する場合において、指定短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算していますか。（当該指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表の第2の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。	平24厚告125 別表第1の14の注	☐はい、☒いいえ
1 8 地域体制強化共同支援加算 厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算していますか。	平24厚告125 別表第1の15の注	☐はい、☒いいえ

自己点検項目・内容	根拠法令等	点検結果
-----------	-------	------

特定指定相談支援事業所 そうだんの窓口

自己点検表(夢工房利用者)

【計画相談支援】

第1 基本方針		いる・いない・非該当	法令
第1 基本方針			
(1) 相談支援事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われている。	いる・いない・非該当	法第45条平18厚令173第2条1項	
(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮されている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第2条2項)	
(3) 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、福祉サービス等が特定の種類や特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第2条3項)	
(4) 市町村、障害福祉サービス事業者等と連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第2条4項)	
(5) 自ら提供する指定相談支援の評価を行い、常に改善を図っている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第2条5項)	
第2 人員に関する基準			
1 従業者の員数(相談支援専門員)			
(1) 相談支援事業所は、専らその職務に従事する相談支援専門員を1人以上置いている。	いる・いない・非該当	平18厚令173第3条)	
(2) 相談支援専門員は資格要件を満たしている。	いる・いない・非該当	厚生労働省告示第549号)	
2 管理者			
相談支援事業所は、専らその職務に従事する管理者を置いている。兼務の場合兼務する職[]	いる・いない・非該当	(平18厚令173第4条)	
3 雇用契約・秘密の保持			
(1) 管理者及び従業者と労働契約を交わし、労働条件通知書を交付している。	いる・いない・非該当	18厚令171第36条1項・43条1項)	
(2) 従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていない。	いる・いない・非該当	(平18厚令171第36条1項・43条1項)	
(3) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、誓約書を徴するなど必要な措置を講じている。	いる・いない・非該当	(平18厚令171第36条2項・43条2項)	
第3 運営に関する基準			
1 内容及び手続きの説明及び同意			
(1) 利用申込みがあったときは、障害の特性に配慮しつつ、利用申込者に対し、サービスの選択に必要な重要事項(運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等)をパンフレット等で説明を行い、書面により同意を得ている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第5条1項)	
(2) 利用契約をしたときは、利用者に対し、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面(契約書、重要事項説明書)を交付している。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第5条2項)	
(3) サービス担当者会議等において、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書(利用登録票等)により利用者又は家族の同意を得ている。	いる・いない・非該当		
2 契約内容の報告等			
(1) 利用契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告している。	いる・いない・非該当		
(2) サービス利用計画を作成したときは、その計画書類等を市町村に対し遅滞なく報告している	いる・いない・非該当		
3 提供拒否の禁止			
正当な理由なく、サービスの提供を拒んでいない。	いる・いない・非該当		

①現員からは、利用申し込みに応じきれない場合 ②利用者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
③運営規程に主たる障害の種類を定めており、この該当者以外からの利用申し込みがあった場合 ④その他適切なサービスの提供が困難な場合

4 サービス提供困難時の対応

適切なサービス提供が困難な場合、他の事業者等の紹介等の必要な措置を講じている ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

5 受給資格の確認

サービスの提供に当たり、受給者証により、支給決定の有無、支給決定有効期間、支給量等を確かめている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

6 支給決定の申請に係る援助

支給期間の終了に伴う訓練等給付費の申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

7 身分を証する書類の携行

従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨の指導をしている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

8 サービス利用計画作成費の額に係る通知等

(1)法定代理受領により市町村からサービス利用計画作成費を支給された場合、利用者に対しその額を通知している ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(2)利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、費用の額その他利用者が市町村にサービス利用計画作成費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付している。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

9 相談支援の具体的取扱方針

(1)管理者は、相談支援専門員に、利用者等からの日常生活全般に関する相談及びサービス利用計画の作成に関する業務を担当させている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(2)相談支援に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法を理解しやすいように説明している。また、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法をとっている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(3)相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たり、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービスの利用が行われるようにしている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(4)相談支援専門員は、指定障害福祉サービスに加え、保健医療サービス又はその他の福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、サービス利用計画に位置づけるよう努めている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(5)相談支援専門員は、サービス利用計画の開始に当たり、利用者等がサービスを選択しやすいよう、地域における指定障害福祉サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に提供している。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(6)相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たり、利用者の能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や自立した日常生活を送ることができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を適切に行っている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(7)相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たり、利用者の居宅等を訪問し利用者及び家族に面接の上、面接の趣旨を十分説明し、理解を得ている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(8)相談支援専門員は、アセスメントに基づき、地域における障害福祉サービス等の提供体制を勘案して最も適切な福祉サービス等の組み合わせを検討の上、サービス利用計画の原案を作成している。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(9)相談支援専門員は、サービス担当者会議(サービス利用計画作成のため、同計画に盛り込んだ福祉サービスの担当者等を招集して行う会議)の開催、福祉サービスの担当者への照会等により、福祉サービスの担当者から、専門的な見地からの意見を求めている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(10)相談支援専門員は、サービス利用計画の原案に位置づけた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で利用者又は家族に対し説明し、文書(サービス利用計画案及びサービス利用計画書)により同意を得ている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(11)相談支援専門員は、サービス利用計画を利用者等及び福祉サービスの担当者に交付(提出)している。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(12)相談支援専門員は、サービス利用計画作成後、計画の実施状況の把握(モニタリング)(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて計画の変更、事業者との連絡調整等を行っている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(13)相談支援専門員は、モニタリングに当たり、利用者及び家族、事業者等との連絡を継続的に行い、モニタリング月には1回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録しています。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(14)相談支援専門員は、利用者が支給決定の変更の決定を受けたときはサービス担当者会議の開催、サービス利用計画の変更の必要性について、福祉サービスの担当者から専門的な見地からの意見を求めている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(15)(3)から(11)までの規定は、(12)に規定するサービス利用計画の変更を変更する場合にも準じて行っている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(16)相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が提供されていても利用者が居宅において日常生活を営むのが困難と認められる場合、又は利用者が障害者支援施設・病院への入院・入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介等の便宜を図っている。	いる・いない・非該当	
(17)相談支援専門員は、障害福祉施設等から退院・退所しようとする利用者又は家族から相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ必要な情報提供及び助言等を行っている。	いる・いない・非該当	
10 利用者等に対するサービス利用計画等の書類の交付		
利用者等が他の指定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等からの申し出があった場合には、利用者に対し、直近のサービス利用計画及び実施状況に関する書類を交付している。	いる・いない・非該当	
11 利用者等に関する市町村への通知		
利用者等(計画作成対象障害者等)が、偽りその他不正な行為によってサービス利用計画作成費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知している。	いる・いない・非該当	
12 管理者の責務		
管理者は、従業者及び業務等の管理を一元的に行っていますか。また、指定相談支援の基準(自主点検のポイント)を遵守させるため、必要な指揮命令を行っている。	いる・いない・非該当	
13 運営規程		
(1)事業所は、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めている。	いる・いない・非該当	
①事業の目的及び運営の方針 ②従業員の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定相談支援の提供方法及び内容並びに利用者等から受領する費用及びその額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦虐待防止のための措置に関する事項 ⑧その他運営に関する重要事項(苦情解決体制、事故発生時の対応等)		
(2) ①から⑧まで盛り込まれていますか	いる・いない・非該当	
(3)運営規程と契約書やその重要事項説明書との記載に食い違いはない	ある・ない・非該当	
14 勤務体制の確保等		
(1)利用者等に対して適切なサービスが提供できるよう、従業者の勤務体制を定めている	いる・いない・非該当	
(2)事業所は、当該事業所の相談支援専門員によってサービスを提供している。(ただし、相談支援専門員の補助業務はこの限りではない)	いる・いない・非該当	
(3)従業者の資質向上のため、研修の機会を確保している	いる・いない・非該当	
15 設備及び備品等		
事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定相談支援に必要な設備及び備品等を備えている。	いる・いない・非該当	
①事務室・専用の事務室を設けるのが望ましいが、間仕切りなどにより明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務所であっても差し支えない。②受付等のスペースの確保・利用申し込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応できる適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペースは、利用者等が直接入り込めるなど利用しやすい構造であること。③設備および備品等・相談支援に必要な設備及び備品等を確保するものとするが、支障がない場合は同一敷地内にある他の事業所、施設等との兼用可。また、貸与によることも差し支えない。		
16 衛生管理等通知		
(1)従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っている	いる・いない・非該当	
(2)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めている	いる・いない・非該当	
17 掲示		
事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他利用者申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示している。	いる・いない・非該当	
18 広告		
当該事業所について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていない	いる・いない・非該当	
19 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止		
(1)事業者及び管理者は、サービス利用計画の作成又は変更に関し、当該事業所の相談支援専門員に対して特定の事業者(例えば同一法人系列の事業者)を計画に位置づけるべき旨の指示を行っていない。	いる・いない・非該当	
20 人権擁護(利用者とサービス提供者の対等な関係性への配慮)		
(1)年齢相応の対応、言葉かけ、呼称を使っている	いる・いない・非該当	
(2)指導的立場ではなく、支援の視点で関わっている	いる・いない・非該当	
(3)利用者への暴力や虐待行為に対して、懲罰規定や研修会等の防止策がとられている	いる・いない・非該当	

21 苦情解決		
(1)利用者又は家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置(相談窓口の連絡先・苦情処理の体制及び手順等の運営規程や重要事項説明書への記載、事業所に掲示)を講じている。	いる・いない・非該当	
(2)苦情について、受付日、内容等を記録(何でも相談指定様式等)している。	いる・いない・非該当	
(3)提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、当該事業所の帳簿書類等の検査に応じている。また、利用者等からの苦情に関し市町村が行う調査に協力し、市町村から指導等があった場合は、必要な改善を行っている。	いる・いない・非該当	
(4)提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により県知事が行う帳簿書類等の提出提示の命令、当該職員からの質問(実地指導)に応じている。また、利用者等からの苦情に関して県知事が行う調査に協力し、県知事から指導等があった場合に、必要な改善を行っている。	いる・いない・非該当	
(5)提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により県知事又は市町村長が行う帳簿書類等の提出、提示の命令又は当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じている。また、利用者等からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力し、県知事又は市町村長から指導等があった場合は、必要な改善を行っている。	いる・いない・非該当	
(6)県知事等から求めがあった場合に、(3)から(5)の改善内容を報告している	いる・いない・非該当	
(7)運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、斡旋にできる限り協力している。	いる・いない・非該当	
22 事故発生時の対応		
(1)利用者へのサービス提供に際し事故が発生した場合は、県、市町等関係機関、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている。	いる・いない・非該当	
(2)事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録(リスクマネジメント事故報告書等指定様式)している。	いる・いない・非該当	
23 記録の整備		
従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備している。また、次の記録についてサービスを提供した日から5年間(定められた期間)保存している。	いる・いない・非該当	
①モニタリングに関して福祉サービス事業者等との連絡調整に関する記録②利用者ごとに次の内容を記載した相談支援台帳 ア サービス利用計画 イ アセスメントの記録 ウ サービス担当者会議等の記録 エ モニタリングの結果の記録 ③利用者(支給決定障害者)に関する市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録		

特定指定相談支援事業所 そうだんの窓口

自己点検表

【計画相談支援】

第1 基本方針	いる・いない・非該当	法令
第1 基本方針		
(1)相談支援事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われている。	いる・いない・非該当	法第45条平18厚令173第2条1項
(2)利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮されている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第2条2項)
(3)利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、福祉サービス等が特定の種類や特定の障害福祉サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第2条3項)
(4)市町村、障害福祉サービス事業者等と連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第2条4項)
(5)自ら提供する指定相談支援の評価を行い、常に改善を図っている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第2条5項)
第2 人員に関する基準		
1 従業者の員数(相談支援専門員)		
(1)相談支援事業所は、専らその職務に従事する相談支援専門員を1人以上置いている。	いる・いない・非該当	平18厚令173第3条
(2)相談支援専門員は資格要件を満たしている。	いる・いない・非該当	厚生労働省告示第549号
2 管理者		
相談支援事業所は、専らその職務に従事する管理者を置いている。兼務の場合兼務する職[]	いる・いない・非該当	(平18厚令173第4条)
3 雇用契約・秘密の保持		
(1)管理者及び従業者と労働契約を交わし、労働条件通知書を交付している。	いる・いない・非該当	18厚令171第36条1項・43条4
(2)従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていない。	いる・いない・非該当	(平18厚令171第36条1項・43条1項)
(3)従業者及び管理者であつた者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、誓約書を徴するなど必要な措置を講じている。	いる・いない・非該当	(平18厚令171第36条2項・43条2項)
第3 運営に関する基準		
1 内容及び手続きの説明及び同意		
(1)利用申込みがあつたときは、障害の特性に配慮しつつ、利用申込者に対し、サービスの選択に必要な重要事項(運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等)をパンフレット等で説明を行い、書面により同意を得ている。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第5条1項)
(2)利用契約をしたときは、利用者に対し、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面(契約書、重要事項説明書)を交付している。	いる・いない・非該当	(平18厚令173第5条2項)
(3)サービス担当者会議等において、利用者又は家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書(利用登録票等)により利用者又は家族の同意を得ている。	いる・いない・非該当	
2 契約内容の報告等		
(1)利用契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告している。	いる・いない・非該当	
(2)サービス利用計画を作成したときは、その計画書類等を市町村に対し遅滞なく報告している	いる・いない・非該当	
3 提供拒否の禁止		
正当な理由なく、サービスの提供を拒んでいない。	いる・いない・非該当	

①現員からは、利用申し込みに応じきれない場合 ②利用者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合
③運営規程に主たる障害の種類を定めており、この該当者以外からの利用申し込みがあった場合 ④その他適切なサービスの提供が困難な場合

4 サービス提供困難時の対応

適切なサービス提供が困難な場合、他の事業者等の紹介等の必要な措置を講じている ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

5 受給資格の確認

サービスの提供に当たり、受給者証により、支給決定の有無、支給決定有効期間、支給量等を確認している。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

6 支給決定の申請に係る援助

支給期間の終了に伴う訓練等給付費の申請について、支給決定に通常要する期間を考慮し、申請勧奨等の必要な援助を行っている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

7 身分を証する書類の携行

従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示する旨の指導をしている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

8 サービス利用計画作成費の額に係る通知等

(1)法定代理受領により市町村からサービス利用計画作成費を支給された場合、利用者に対しその額を通知している ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(2)利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合、サービスの内容、費用の額その他利用者が市町村にサービス利用計画作成費の請求をする上で必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付している。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

9 相談支援の具体的取扱方針

(1)管理者は、相談支援専門員に、利用者等からの日常生活全般に関する相談及びサービス利用計画の作成に関する業務を担当させている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(2)相談支援に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等を理解しやすいように説明している。また、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法をとっている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(3)相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たり、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービスの利用が行われるようにしている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(4)相談支援専門員は、指定障害福祉サービスに加え、保健医療サービス又はその他の福祉サービス、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、サービス利用計画に位置づけるよう努めている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(5)相談支援専門員は、サービス利用計画の開始に当たり、利用者等がサービスを選択しやすいよう、地域における指定障害福祉サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又は家族に提供している。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(6)相談支援専門員は、サービス利用計画の作成に当たり、利用者の能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、利用者の希望する生活や自立した日常生活を送ることができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を適切に行っている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(7)相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たり、利用者の居宅等を訪問し利用者及び家族に面接の上、面接の趣旨を十分説明し、理解を得ている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(8)相談支援専門員は、アセスメントに基づき、地域における障害福祉サービス等の提供体制を勘案して最も適切な福祉サービス等の組み合わせを検討の上、サービス利用計画の原案を作成している。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(9)相談支援専門員は、サービス担当者会議(サービス利用計画作成のため、同計画に盛り込んだ福祉サービスの担当者等を招集して行う会議)の開催、福祉サービスの担当者への照会等により、福祉サービスの担当者から、専門的な見地からの意見を求めている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(10)相談支援専門員は、サービス利用計画の原案に位置づけた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、利用者又は家族に対し説明し、文書(サービス利用計画案及びサービス利用計画書)により同意を得ている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(11)相談支援専門員は、サービス利用計画を利用者等及び福祉サービスの担当者に交付(提出)している。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(12)相談支援専門員は、サービス利用計画作成後、計画の実施状況の把握(モニタリング)(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて計画の変更、事業者との連絡調整等を行っている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(13)相談支援専門員は、モニタリングに当たり、利用者及び家族、事業者等との連絡を継続的にやり、モニタリング月には1回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録していますか。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(14)相談支援専門員は、利用者が支給決定の変更の決定を受けたときはサービス担当者会議の開催、サービス利用計画の変更の必要性について、福祉サービスの担当者から専門的な見地からの意見を求めている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(15)(3)から(11)までの規定は、(12)に規定するサービス利用計画の変更を変更する場合にも準じて行っている。 ☒ いる ☐ いない ☐ 非該当

(16)相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が提供されていても利用者が居宅において日常生活を営むのが困難と認められる場合、又は利用者が障害者支援施設・病院への入院・入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介等の便宜を図っている。	いる・いない・非該当	
(17)相談支援専門員は、障害福祉施設等から退院・退所しようとする利用者又は家族から相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ必要な情報提供及び助言等を行っている。	いる・いない・非該当	
10 利用者等に対するサービス利用計画等の書類の交付		
利用者等が他の指定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等からの申し出があった場合には、利用者に対し、直近のサービス利用計画及び実施状況に関する書類を交付している。	いる・いない・非該当	
11 利用者等に関する市町村への通知		
利用者等(計画作成対象障害者等)が、偽りその他不正な行為によってサービス利用計画作成費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知している。	いる・いない・非該当	
12 管理者の責務		
管理者は、従業者及び業務等の管理を一元的に行っていますか。また、指定相談支援の基準(自主点検のポイント)を遵守させるため、必要な指揮命令を行っている。	いる・いない・非該当	
13 運営規程		
(1)事業所は、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めている。	いる・いない・非該当	
①事業の目的及び運営の方針 ②従業員の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定相談支援の提供方法及び内容並びに利用者等から受領する費用及びその額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦虐待防止のための措置に関する事項 ⑧その他運営に関する重要事項(苦情解決体制、事故発生時の対応等)		
(2) ①から⑧まで盛り込まれていますか	いる・いない・非該当	
(3)運営規程と契約書やその重要事項説明書との記載に食い違いはない	ある・ない・非該当	
14 勤務体制の確保等		
(1)利用者等に対して適切なサービスが提供できるよう、従業者の勤務体制を定めている	いる・いない・非該当	
(2)事業所は、当該事業所の相談支援専門員によってサービスを提供している。(ただし、相談支援専門員の補助業務はこの限りではない)	いる・いない・非該当	
(3)従業者の資質向上のため、研修の機会を確保している	いる・いない・非該当	
15 設備及び備品等		
事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定相談支援に必要な設備及び備品等を備えている。	いる・いない・非該当	
①事務室・専用の事務室を設けるのが望ましいが、間仕切りなどにより明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務所であっても差し支えない。②受付等のスペースの確保・利用申し込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応できる適切なスペースを確保するものとし、相談のためのスペースは、利用者等が直接入りできるなど利用しやすい構造であること。③設備および備品等・相談支援に必要な設備及び備品等を確保するものとするが、支障がない場合は同一敷地内にある他の事業所、施設等との兼用可。また、貸与によることも差し支えない。		
16 衛生管理等通知		
(1)従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っている	いる・いない・非該当	
(2)事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めている	いる・いない・非該当	
17 掲示		
事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、勤務体制その他利用者申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示している。	いる・いない・非該当	
18 広告		
当該事業所について広告をする場合、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていない	いる・いない・非該当	
19 障害福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止		
(1)事業者及び管理者は、サービス利用計画の作成又は変更に関し、当該事業所の相談支援専門員に対して特定の事業者(例えば同一法人系列の事業者)を計画に位置づけるべき旨の指示を行っていない。	いる・いない・非該当	
20 人権擁護(利用者サービス提供者の対等な関係性への配慮)		
(1)年齢相応の対応、言葉かけ、呼称を使っている	いる・いない・非該当	
(2)指導的立場ではなく、支援の視点で関わっている	いる・いない・非該当	
(3)利用者への暴力や虐待行為に対して、懲罰規定や研修会等の防止策がとられている	いる・いない・非該当	

21 苦情解決		
(1)利用者又は家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置(相談窓口の連絡先・苦情処理の体制及び手順等の運営規程や重要事項説明書への記載、事業所に掲示)を講じている。	いる・いない・非該当	
(2)苦情について、受付日、内容等を記録(何でも相談指定様式等)している。	いる・いない・非該当	
(3)提供したサービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う文書等の提出、提示の命令、当該職員からの質問、当該事業所の帳簿書類等の検査に応じている。また、利用者等からの苦情に関し市町村が行う調査に協力し、市町村から指導等があった場合は、必要な改善を行っている。	いる・いない・非該当	
(4)提供したサービスに関し、法第11条第2項の規定により県知事が行う帳簿書類等の提出提示の命令、当該職員からの質問(実地指導)に応じている。また、利用者等からの苦情に関して県知事が行う調査に協力し、県知事から指導等があった場合に、必要な改善を行っている。	いる・いない・非該当	
(5)提供したサービスに関し、法第48条第1項の規定により県知事又は市町村長が行う帳簿書類等の提出、提示の命令又は当該職員からの質問、帳簿書類等の検査に応じている。また、利用者等からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力し、県知事又は市町村長から指導等があった場合は、必要な改善を行っている。	いる・いない・非該当	
(6)県知事等から求めがあった場合に、(3)から(5)の改善内容を報告している	いる・いない・非該当	
(7)運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う苦情解決に向けた調査、斡旋にできる限り協力している。	いる・いない・非該当	
22 事故発生時の対応		
(1)利用者へのサービス提供に際し事故が発生した場合は、県、市町等関係機関、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じている。	いる・いない・非該当	
(2)事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録(リスクマネジメント事故報告書等指定様式)している。	いる・いない・非該当	
23 記録の整備		
従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備している。また、次の記録についてサービスを提供した日から5年間(定められた期間)保存している。	いる・いない・非該当	
①モニタリングに関して福祉サービス事業者等との連絡調整に関する記録②利用者ごとに次の内容を記載した相談支援台帳 ア サービス利用計画 イ アセスメントの記録 ウ サービス担当者会議等の記録 エ モニタリングの結果の記録 ③利用者(支給決定障害者)に関する市町村への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録		

指定特定相談支援事業所(児童) そうだんの窓口 における自己評価表

R1.9.20

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
職員 配置・ 設備	1	相談室その他職員が執務するための執務室(附置施設の事務室と兼用可能)を用意しているか。	○			附置施設の職員と共用している為、必要な情報の共有等がスムーズに行えるようになっている。
	2	事業にかかる責任者(附置施設の他業務と兼任可能)を選任しているか。	○			契約書に明示している。
	3	相談員その他職員の勤務体制計画表出勤簿等の作成が適切に行えているか。	○			
文書 管理	1	1回の相談ごとに支援記録を作成しているか。	○			相談支援を行ったらすぐに記録するようにしている。
	2	相談記録台帳・支援記録は、鍵のかかる書庫等に保管するなどし、盗難・紛失・漏えいを防いでいるか。	○			
個人 情報 解決 保護	1	個人情報第三者から収集する場合または第三者へ提供する場合、予め相談者(保護者等の親族を含む。)から書面により同意を得ているか。	○			契約時に、同意書を提示・説明し、捺印を貰っている。
	2	事業にかかる苦情解決窓口を設置しているか。	○			契約書に記載し、契約の段階で提示・説明している。
相談 受付	1	寄せられるすべての相談について、公平に受付しているか。	○			
	2	専門分野に限らず、三障害すべての相談について、聞き取り(インテーク)までの対応をおこなっているか。	○			
相談 支援	1	受付した相談について、相談者の意向を尊重した支援方法を提示しているか。	○			なるべく細かい聞き取りを行った上で、支援方法を提示している。
	2	来所の困難な相談者に対しては、必要に応じて家庭訪問などの対応を行っているか。	○			インテーク等の際には、相談者に事前に希望する場所の確認をし、必要に応じて訪問も行っている。
	3	事例を他の機関へ引き継ぐ際は、相談者の同意を得ているか。	○			
関係 機関 連携	1	日ごろより関係機関との連携を密接にし、情報の共有を図っているか。	○			外部での会議等の際にも、見かけたら声をかけ、情報を貰うようにしている。
	2	関係機関から支援の協力を求められたときは、適切に助言・指導しているか。	○			常時、メールでやりとりしている。
	3	市の各種事業・業務に協力しているか。	○			各種支援部会への参加をしている。
個別 支援 会議	1	困難な事例については、関係者による個別支援会議を開き、支援方法を調整しているか。	○			それ以外にも、勉強会や外部資料等を参考にしている。
	2	個別支援会議には、当事者(相談者または保護者等の親族)の意向を反映させることができるか。	○			会議を開催する時は、まず始めに当事者の意向を聞き取るようにしている。
	3	他の相談支援事業者・関係機関が主催する個別支援会議に出席しているか。	○			可能な限り出席するようにしている。
その他	1	市障害者自立支援協議会の運営に協力しているか。	○			可能な限り協力している。
	2	広く市民に対して事業についての積極的な周知を行い、普及啓発に努めているか。	○			
	3	相談者の人権・権利に配慮した対応がとれているか。また、相談者の尊厳を守り、あくまでも相談者本人が決定の主体者となれるような支援を行っているか。	○			インテークのみならず、可能な限り何度も面談を行い、計画の作成時に主体的な決定が行えるように支援している。
	4	支援方法・価値観の押しつけや強要をしていないか。	○			計画作成の際には、お互いが納得するまで何度も面談を行い、相談者の意向になるべく沿った形で計画を立てている。